

捨印

西町

豊田

# 農地法第3条の規定による許可申請書

令和 年 月 日

豊田市農業委員会会長 様

<譲渡人>

住所 豊田市西町△丁目×番地

ふりがな 氏名 豊田 太郎

電話 (090) 0000-0000

<譲受人>

住所 豊田市西町◎丁目☆番地

ふりがな 氏名 西町 二郎

電話 (080) 0000-0000

下記農地(採草放牧地)について (所有権 賃借権 使用貸借による権利 その他使用収益権 ( ) ) を (移転 設定 (期間 年間) )

したいので、農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。(該当する内容に○を付してください。)

## 記

1 申請者の氏名等(国籍等は、所有権を移転する場合に譲受人のみ記載してください。)

申請者	氏名	年齢	職業	住所	国籍等	在留資格又は特別永住者	在留期間及び在留期間の満了の日	認定経営 発展法人 (該当する 場合には○)
譲渡人	豊田 太郎	45	会社員	豊田市西町 △丁目×番地				
譲受人	西町 二郎	50	農業兼 会社員	豊田市西町◎ 丁目☆番地	日本			

2 許可を受けようとする土地の所在等(土地の登記事項証明書を添付してください。)

所在・地番	地目		面積(m <sup>2</sup> )	対価、賃料等の額(円) (10a当たりの額)	所有者の氏名又は名称	所有権以外の使用収益権が設定されている場合	
	登記簿	現況				権利の種類、内容	権利者の氏名又は名称
豊田市西町 ○○丁目□□番	田	畑	500	5,000,000 (10,000,000/10)	豊田太郎		
以下余白				( /10a)			
				/10a)			
				/10a)			
				( /10a)			
計	田						
	畑		500				

10a当たりの金額に換算して括弧内に記入する。

合計は現況地目で計算してください。

賃借権、使用貸借権等の権利が設定されていない場合は「-」とする。設定されている場合は、その内容を記入する。

出来るだけ  
正確・詳細に  
記載する。

### 3 権利を設定し、又は移転しようとする事由の詳細

当事者	権利移転の事由
譲渡人	会社勤めが忙しく耕作が出来ず、また、売却代金を次男の住宅建設資金に充当したいので、売却します。
譲受人	申請地の隣接地に自分の耕作地があり、隣接地との一体利用により作業効率を上げるため、今般の申請に至りました。

### 4 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

<権利の種類>  
権利の種類を記入する。

権利の種類	所有権
権利を移転し、又は設定しようとする時期	許可日又は令和 年 月 日
土地の引き渡しをしようとする時期	許可日又は令和 年 月 日
契約期間	令和 年 月 日から 年 月 日
備考	<p>&lt;契約期間&gt; 所有権移転の場合は、二重線で削除する。</p> <p>&lt;権利を移転し、又は設定しようとする時期&gt; 許可後直ちに権利の移転・設定がされる場合は「許可日」を○で囲む。 その他の場合は、「許可日」を見え消し（「許可日又は」）にし、権利を移転・設定する日（予定日）を記入する。 &lt;土地の引き渡しをしようとする時期&gt; 上記の考え方になって記入する。</p>

割印

豊

西

#### (記載要領)

- 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款又は寄付行為の写しを添付（独立行政法人及び地方公共団体を除く。）してください。
- 国籍等は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載してください。法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。また、在留資格を記載する場合は、在留期間（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の2第3項の在留期間をいう。）及び在留期間の満了の日も併せて記載してください。
- 競売、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合は、当該競売、民事調停等を証する書面を添付してください。
- 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第16条の3第1項に規定する認定経営発展法人が譲渡人である場合には、記の1の「認定経営発展法人」に○を付した上で、認定を受けている認定発展計画の写しを添付してください。
- 記の3は、権利を設定又は移転しようとする時期、土地の引渡しを受けようとする時期、契約期間等を記載してください。また、水田裏作の目的に供するための権利を設定しようとする場合は、水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付に係る事業の概要を併せて記載してください。



1-2 権利を取得しようとする者又はその同等の状況、農地法その他の農業に関する法令

作付(予定)作物、作物別の面積を記入(現経営農地と申請地を合計したもの)

に従事する者の数

(1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積

	田		畑		樹園地			採放草地
	水稲	※1	—	—	桃	—	—	
作付(予定)作物	水稲	※1	—	—	桃	—	—	
権利取得後の面積 (m <sup>2</sup> )	3,500	2,500	—	—	3,500	—	—	—

※1 大根、なす、かぼちゃ、芋など

(2) 大農機具又は家畜

数量	種類	トラクター	田植機	コンバイン	軽トラック	
		確保しているもの	所有 リース	1	1	
導入予定のもの	所有 リース	1				
資金繰りについて		JA本店より借入				

(記載要領)

- 「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、牛、豚、鶏等です。
- 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ(融資を受けられることが確実なものに限る。)等資金繰りについても記載してください。
- 「確保しているもの」、「導入予定のもの」のそれぞれについて所

譲受人以外の農作業に携わる世帯員等について記入する。

(3) 農作業に従事する者

① 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の	農作業暦30年	農業技術修学歴	年	その他( )	←経験等の状況
② 世帯員等その他常時雇用している労働力(人)	現在: 2名 (農作業経験の状況: 一郎12年、花子5年)				
	増員予定: (農作業経験の状況: )				
③ 臨時雇用労働力(年間延人数)	現在: (農作業経験の状況: )				
	増員予定: (農作業経験の状況: )				

④ 配置の状況 (所有又は借入農地が複数市町村にまたがる場合のみ記載(市町村別の状況を記載)してください(隣接市町村などで配置が同じ場合は、該当する市町村名を列記してください。)。なお、「住所地、拠点となる場所等」には、市町村名を記載してください。)

市町村	氏名	住所地、拠点となる場所等

① ~ ④ の者の権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間

申請地までの平均通作距離、通作時間

平均距離	平均時間
5.0 km	自動車・自転車・徒歩 ( 3 ) 分

(記載要領) 1 平均時間の「自動車・自転車・徒歩」には、該当する欄に○印を記入してください。

(4) 農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等 (別紙1に記載し、添付してください。)  
別添のとおり。

(5) 転売および転用の制限に関する確認事項

農地法第3条の規定により所有権を取得した農地は、特段の事情がある場合を除き、原則、転売、転貸及び転用は認められません。

上記内容を理解し、遵守します。

必ずチェックしてください。

(6) その他の考慮すべき事項  
特になし。

(記載要領)

「その他の考慮すべき事項」には、例えば、遠隔地に転居する予定の有無や、在留資格の更新等の見込みなどの考慮すべき事項があれば記載してください。

割印

田

町

<農地法第3条第2項第2号関係>

2 その法人の構成員等の状況 (権利を取得しようとする者が農業生産法人である場合のみ別紙2に記載し、添付してください。)

譲受人が個人のときは記入しない。

<農地法第3条第2項第3号関係>

3 信託契約の内容等

信託契約の有・無	信託契約の内容 (信託契約が有の場合のみ記載してください。)
有 ・ <b>無</b>	

通常は無にチェックする。

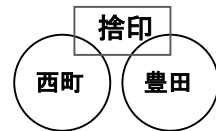
<農地法第3条第2項第4号関係> (権利を取得しようとする者が個人である場合のみ記載してください。)

4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況

(「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいいます。)

(1) その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業へ常時従事している者の氏名等

	常時従事者の氏名	年齢	主たる職業	権利取得者との関係	農作業従事日数
世帯員等	ア 西町 二郎	50	農業	本人	150日
	イ 西町 一郎	25	農業兼会社員	長男	80日
	ウ 西町 花子	25	農業	長男の妻	120日
	エ				



(2) その者の農作業への従事状況( 該当する期間(実績又は見込み)を「←→」で示してください。)

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業の期間		←→											
その者が農作業に常時従事する期間	ア	←→											
	イ					←→		←→		←→			
	ウ	←→											
	エ												

(「農作業に常時従事する期間」とは、その期間、必要な農作業(耕うん、播種、施肥、刈取り等)にいつでも従事できる状態にあることをいいます。)

<農地法第3条第2項第5号関係>

5 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者(賃借人等)が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合には、以下のうち該当するものに印を付してください。

- 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。
- 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。
- その土地を水田裏作(田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。)の目的に供するため貸し付けようとする場合である。  
(表作の作付内容 = \_\_\_\_\_、裏作の作付内容 = \_\_\_\_\_)
- 農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

<農地法第3条第2項第6号関係>

6 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。

(例えば、集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用方法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。)

**集落営農や経営体への集積等の取組へ支障がないように協力します。申請地周辺の農地の担い手と農作業の時期、農薬散布の方法等についてよく相談し、周辺の農地に悪影響を及ぼすことはありません。**

<農地法第3条第3項第2号関係>

7 地域との役割分担の状況

地域の農業における他の農業者との役割分担について、具体的にどのような場面でどのような役割分担を担う計画であるかを以下に記載してください。

(例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等について記載してください。)

**申請地周辺の農業の維持発展に関する話し合い活動へ参加します。農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めに遵守し、獣害被害対策等にも協力します。**